

内閣参質一六四第二七号

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員小池晃君提出診療報酬の改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

C

C

参議院議員小池晃君提出診療報酬の改定に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

厚生労働省においては、これまでの診療報酬の改定に当たって、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）の議論を公開するとともに、その答申を受けた後、関係する告示の公布、関係する通知等の発出等（以下「関係告示の公布等」という。）を速やかに行い、その周知を図ること等により、診療報酬の改定の円滑な実施に努めてきたところである。

平成十八年度の診療報酬の改定に当たっても、昨年十月五日以降の中医協における診療報酬に係る議論を、資料も含めて公開しているところである。本年一月十八日から、中医協において診療報酬の改定の骨子案について国民からの意見を募集したところである。また、本年二月十五日に中医協の答申を受けた後、同月十七日に当該答申の内容を厚生労働省のホームページに掲載して、広く周知を図ったところである。

本年三月六日及び七日には、地方社会保険事務局及び都道府県の担当者を招集して会議を開催して、診療報酬の改定の内容を提示するとともに、管内の保険医療機関等への周知を依頼し、また、同月上旬以降できるだけ早く関係告示の公布等を行う予定であり、診療報酬の改定の円滑な実施に努めてまいりたい。

